

生活・住宅

1. 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

耳の不自由な方が官公庁等の公的機関や医療機関等についての社会生活上必要不可欠な用務を行う場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

対象者 聴覚障害者等でサービスを必要とする方

利用料 無料

問合せ先 福祉課 障害者福祉担当（本庁） 電話 65-2113
FAX 56-0112

2. Net119 緊急通報システム登録

Net119は音声での緊急通報を行うことが難しい方のためのサービスです。事前に消防署で利用登録をすることで、緊急時、スマートフォン等を使用して文字による会話を119番通報をすることができます。

対象者 聴覚障害、音声・そしゃく機能障害等でサービスを必要とする方

利用料 無料
※通信料は個人の契約の内容によります

問合せ先 西尾市消防本部
(通信指令担当)
FAX 57-1717
電話 56-2110
MAIL nishionet119@katch.ne.jp



3. 日常生活自立支援事業

「通帳や印鑑をなくしてしまう」「お金の管理がうまくできない」など、日常生活に不安を抱えていて、判断能力が低下された方（認知症高齢者、知的・精神障害者）を対象に、福祉サービスの利用援助、書類等の預かり、日常的な金銭管理等を行います。

対象者 西尾市にお住まいの方

利用料 利用料は、内容により異なります。
※書類等預かりサービス 250円/月
※日常的な金銭管理サービスなど 1,200円/1回

○実際の支援は支援計画を作成し、専門員と生活支援員が行います。

ご利用に関するご質問や詳細等につきましては、お問い合わせください。

問合せ先 西尾市社会福祉協議会 電話 56-5900
(西尾市総合福祉センター内)

4. 図書館の福祉サービス

● 図書館資料郵送貸出サービス

おひとりで図書館へ来館することが困難な方は、図書館の資料をご自宅まで郵送します。送料は、往復ともに市が負担します。

対象者

西尾市にお住まいの身体障害者手帳 1～2 級の方

申込方法

図書館へお申し込みください。(身体障害者手帳の写しが必要です。)

利用できる資料

図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料など

※1 回の申込で 10 冊まで 30 日間(郵送期間含)利用できます。

貸出方法

郵送貸出申込書に書名、著者等を記入し、電話、FAX、Eメール(tosyokan@city.nishio.lg.jp)又は図書館ホームページから予約いただくと、専用の貸出袋に入れてお届けします。

● にしお電子図書館

にしお電子図書館とはインターネットに接続したパソコン、スマートフォン、タブレットなどの電子機器を使って、貸出、返却を行い、電子書籍を読むことができる、西尾市が運営する電子図書館です。

障害をお持ちの方や高齢者の方も来館せずに図書館の電子書籍を読むことができます(文字が読みづらい方のために、にしお電子図書館のホームページの右上に文字の拡大、読み上げ、文字色の反転機能があります)。

利用方法

インターネットに接続した電子機器でにしお電子図書館(<https://web.d-library.jp/nishio/g0101/top/>)にアクセスし、右上にある「ご利用ガイド」をご覧ください。
※ 事前に西尾市立図書館の貸出カードの登録が必要です。
※ 通信料は個人の負担になります(個人の契約によります)。

問合せ先

西尾市立図書館

電話 56-6200

FAX 56-5670

5. 住宅改修費給付事業

身体に重度の障害がある方の日常生活の向上のために、住宅環境の改善が必要となる場合、必要経費が 20 万円までの改修工事について、費用の一部を助成します。ただし介護保険該当者は、介護保険法での住宅改修が優先になります。

対象者

下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級 3 級以上の者又は視覚障害 2 級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上の者)

※手帳を持たない難病患者等も対象となる場合があります。

申請方法

・事前申請

必要な物

・住宅改修費給付申請書
・改修工事前後の平面図等
・改修工事にかかる施工業者の見積書(西尾市の登録業者に限る)
・改修工事場所の施工前の写真(工事着工前)
・改修工事場所の施工後の写真(工事完了時)

対象工事 手すり取り付け、段差の解消、滑り防止や移動の円滑化のための床材の変更、引き戸への扉の取替え、洋式便器への便器の取替えなどの改修を対象とします。ただし、既に着手・完了している住宅改修については、助成の対象になりません。

その他 ＊世帯の市民税課税状況に応じた自己負担金が必要になります。
(自己負担金は直接業者に支払って頂きます。)

問合せ先 福祉課 障害者福祉担当 (本庁) 電話 65-2113
FAX 56-0112

6.住宅用火災警報器の取り付け

火災発生の感知及び避難が困難な障害者の逃げ遅れ被害を防ぐために、住宅用火災警報器の設置費を支援します。

対象者 ・身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A・B 判定
精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者

申請方法 ・事前申請

必要な物 ・障害者手帳

その他 ・西尾市の依頼する業者が施工します。
・住宅用火災警報器の代金と、工事にかかる費用を西尾市が負担します。
・取り付ける住宅用火災警報器の数は 1 世帯 2 個までです(1 回限り)。
(ただし、障害者の寝室と台所が異なる階にある場合は 3 個まで。)
・作業終了後の事故等による補償は一切しません。

問合せ先 福祉課 障害者福祉担当 (本庁) 電話 65-2113
FAX 56-0112

7.NHK放送受信料の免除

免除の種類と対象者 全額免除
・身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税 (住民税) 非課税の場合
半額免除
・視覚・聴覚障害者が世帯主で受信契約者の場合
・重度の障害者 (身体障害者 1・2 級、知的障害者 A 判定、精神障害者 1 級) が世帯主で受信契約者の場合

必要な物 ・印鑑 ・障害者手帳

問合せ先 福祉課 障害者福祉担当 (本庁) 電話 65-2113
FAX 56-0112

8.家具転倒防止金具等の取り付け

災害時における家具の転倒による事故を防止するため、転倒防止金具代と取付作業費を支援します。

対象者

- ・身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A・B 判定
精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者

申請方法

- ・事前申請

必要な物

- ・障害者手帳

その他

- ・西尾市の依頼する業者が施工します。
- ・2時間以内の工事にかかる費用を西尾市が負担します。(超過したものに關しては自己負担をしていただきます。)
- ・設置箇所は5箇所までです(1世帯1回限り)。
- ・作業終了後の事故等による補償は一切しません。

問合せ先

福祉課 障害者福祉担当 (本庁)

電話 65-2113

FAX 56-0112

9.携帯電話基本使用料等の割引

携帯電話の基本使用料等が割引になる場合があります。

対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

必要な物

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等

その他

各携帯電話会社により、割引の取り扱い内容が異なります。

問合せ先

各携帯電話会社、携帯電話取扱店

10.ホワイトウェイブ21の利用料割引

個人で利用する場合であって、次のいずれかに該当する方は、プール・浴室・トレーニングルームの利用料金が割引されます。

対象者

- ・65歳以上の方
- ・身体障害者手帳、療育手帳、被爆者健康手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者
(手帳の代わりに障害者手帳アプリ「ミライロID」(P49)の提示も可能です。但し、ミライロIDは被爆者健康手帳に対応していません。)

問合せ先

西尾市ふれあい広場(ホワイトウェイブ21)

電話 34-8222 FAX 35-4104

11.身体障害者福祉センター講座

身体障害者福祉センターでは、障害のある方の自立の助長と生きがいを高めることを目的に様々な講座を開催しています。手話通訳を希望される場合は、事前にお申し出ください。

対象者 身体障害者（付き添いの方も出席可能）

利用料金 基本的には無料です。（材料費が必要な講座もあります。）

申込方法 広報にしお、又は西尾市社会福祉協議会のホームページより、随時、各講座の募集をさせていただきます。直接お申し込みください。

講座内容 ※ 講座内容は変更される可能性があります。

○第1期・・・5月～8月、 第2期・・・9月～12月、 第3期・・・1月～3月

講座名	開催予定	講座名	開催予定
パッチワーク	第1期 月曜日	そめ花	第2期 金曜日
切り絵	第1期 木曜日	手話奉仕員養成	第1・2・3期 水曜日
要約筆記	第1期 土曜日	点字触読	随時
ポッチャ体験	第1期 土曜日	スポーツ吹矢	未定
フラワーアレンジ	第2期 月曜日	障害者のための 防災入門	未定
車いすダンス	第2期 水曜日	ぬり絵	未定
わいわいカフェ ～お菓子づくり～	第2期 木曜日	視覚障害者向けの 用具活用	未定
わいわいカフェ ～お料理作り～	第2期 木曜日		

問 合 先

西尾市社会福祉協議会
(西尾市総合福祉センター内)

電話 56-5900

12.成年後見制度利用支援

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

対象者 二親等以内の親族がないなどの理由により、成年後見の申し立てが困難である方

支援の内容 当事者に代わって、市が成年後見の申し立てをします。また、申し立てにかかる費用などについて、必要に応じ助成します。

問合せ先 福祉課 自立支援担当（本庁） 電話 65-2115
FAX 56-0112

13.西尾市成年後見センター

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分になり、ご自身での契約や財産管理などをすることが困難になった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように「成年後見制度」の利用のお手伝いをします。

対象者 西尾市にお住まいの方

支援の内容 「成年後見制度」の利用に関する相談や申し立て手続きに関する支援

問合せ先 西尾市社会福祉協議会 電話 56-5900
(西尾市総合福祉センター内)

14.身体障害者訪問入浴サービス

歩行が困難な在宅の身体障害者等に対して、訪問入浴サービスを提供します。

対 象 者

身体障害者手帳所持者で、次のいずれにも該当している方

- ・西尾市在住で在宅
- ・自力又は家族のみでの入浴が困難
- ・通所による入浴が困難
- ・医師の診断により入浴を許可されている
- ・介護保険の対象とならない

必 要 な 物

入浴承諾書、医師の診断書

そ の 他

利用回数は1人あたり1週につき2回までです。
前年所得に対する所得税額によって利用者負担額が異なります。
西尾市が委託した業者がサービスを提供します。

問 合 先

福祉課 障害者福祉担当（本庁）

電話 65-2113

FAX 56-0112

15.避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿は、自ら避難することが困難な方々の生命、身体を災害から保護するための基礎となる名簿です。災害時、名簿情報は地域の自主防災会等へ提供されます。同意書を提出されますと、災害が発生する前から名簿情報を地域の自主防災会等に提供することができます。

対 象 者

本人又は家族などの同居者のみでは災害時の対応が困難な方

- ・身体障害者1～2級の方
- ・知的障害（療育A判定）の方
- ・精神障害1級の方
- ・難病患者
- ・その他支援を必要としている方
- ※対象外
- ・日常的に自立している方
- ・家族などの介護が十分であり、援護を望まない方
- ・情報の公開を望まない方
- ・施設に入所されている方

問 合 先

福祉課 障害者福祉担当（本庁）

電話 65-2113

FAX 56-0112

16.緊急通報装置の貸与

緊急通報装置を無料で貸与します。

対象者

- ・身体障害者手帳 1 級～2 級を交付されているひとり暮らしの方で、前年の所得が200万円以下の方

必要な物

- ・申請書

問合せ先

長寿課 高齢者福祉担当 (本庁)

電話 65-2121

FAX 64-0995

17.にこやか収集

ごみを所定の排出場所まで持ち出すことが困難な障害者の世帯に対して、ごみの継続的な戸別収集を週1回行います。

対象者

身体障害者の世帯(身体障害者手帳の所持者で一人暮らしの世帯)で、ごみを持ち出すことが困難な世帯。

申し込み方法

- ・ごみ減量課へお申込みください。
- ・身体障害者本人、身体障害者の親族、介護者、民生委員・児童委員のいずれかの方で申込みをしていただきます。

必要な物

- ・身体障害者手帳

収集するごみの種類

- ・燃えるごみ
- ・燃えないごみ
- ・プラスチック製容器包装
- ・資源物【空き缶、空きびん、紙類(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑がみ)、なべ・かまなどの金物類、スプレー缶、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、乾電池、蛍光灯】

注意点

- ・申込み後、世帯を訪問調査して収集を決定します。(申込んだ時点で決定ではありません。)
- ・訪問調査には、親族や介護者に立会いをお願いしています。(収集の初回時も立会いにご協力ください。)

問合せ先

ごみ減量課 ごみ減量担当 (クリーンセンター管理棟内)
電話 34-8113 FAX 34-8115

18.粗大ごみの戸別有料収集制度（減免）

粗大ごみ（市の指定袋やコンテナに入らないごみ）の戸別有料収集の手数料が無料になります。

対象者

- ・身体障害者手帳（1級から3級）を交付されている方を有する世帯
 - ・療育手帳を交付されている方を有する世帯
 - ・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方を有する世帯
- ※減免対象者が変更になる場合があります。申込み時にご確認ください。

申込み方法

- ・ごみ減量課又は各支所へお申込みください。
- ・申込み時に減免対象になることをお伝えください。また、具体的に品目、寸法（3辺）、数量をお知らせください。
- ・受付後、減免用の処理券（シール）をお渡しします。

必要な物

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

収集について

- ・収集は申込みをした日の翌週になります。
西尾地区…翌週木曜日 一色・吉良・幡豆地区…翌週金曜日
- ・粗大ごみに減免用の処理券（シール）を貼って、収集日の午前8時30分までに、玄関先や門の前など道路に面した場所へ出しておいてください。
※1度に5個まで収集できます。
※家の中までは収集に行きません。

注意点

- ・一般家庭から排出される粗大ごみに限ります。
- ・処理困難物、家電リサイクル法対象製品は収集できません。

問合せ先

ごみ減量課 ごみ減量担当（クリーンセンター管理棟内）
電話 34-8113 FAX 34-8115

19.し尿くみ取り手数料（減免）

し尿くみ取り手数料を減免します。浄化槽の清掃・保守点検は該当しません。

対象者

- ・身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A、B判定の方を有する世帯（当人分のみ減免となります。）

必要な物

- ・身体障害者手帳、療育手帳

問合せ先

ごみ減量課 ごみ減量担当（クリーンセンター管理棟内）
電話 34-8113 FAX 34-8115

20.電話リレーサービス

聴覚や発語に困難がある方ときこえる方との会話を、通訳オペレーターが「手話または文字」と「音声」とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向になくサービスです。

聴覚や発語に困難がある方は、事前に登録することで、このサービスを利用することができます。

このサービスは、法に基づく公共インフラとして整備され、総務大臣の指定を受けた一般財団法人日本財団電話リレーサービスがサービスを提供しています。

対 象 者

- ・身体障害者手帳（聴覚、音声・言語機能障害）を有する方
- ・身体障害者手帳（聴覚、音声・言語機能障害）は保有していないが、電話の利用が困難な方

※上記対象者の方は、事前に登録が必要です。

※上記対象者が所属する法人も利用対象者として登録が可能です。

利 用 方 法

- ・登録方法および利用方法については、一般財団法人日本財団電話リレーサービスのホームページをご覧ください。または同財団まで直接お問い合わせください。
- ・サービスの利用には通話料等の料金がかかります。

問 合 先

一般財団法人 日本財団電話リレーサービス

電話 03-6275-0910

（受付時間：年末年始を除く9:00～18:00）

FAX 03-6275-0913

MAIL info@nftrs.or.jp

H P <https://nftrs.or.jp/>

21.声の広報・点字広報の郵送

市では、音訳サークル、点訳サークルの協力のもと、「広報にしお」の音訳・点訳を行っています。「音訳版広報にしお」は市のホームページから聞くことができ、「点訳版広報にしお」は福祉課のカウンターで読むことができます。

また、希望される方には、「音訳版広報にしお」「点訳版広報にしお」を郵送で提供しております。郵送を希望される方は、西尾市社会福祉協議会までお問い合わせください。

問 合 先

西尾市社会福祉協議会 電話 56-5900

（西尾市総合福祉センター内）

22.訪問理美容サービス利用料の助成

自宅から外出することが困難な重度身体障害者が、あらかじめ市に登録した理美容業者が行う訪問理美容サービスを利用した場合に、その費用の一部を助成します。

対象者

- ・ 市内在住、かつ在宅で生活する肢体不自由の身体障害者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方

利用方法

- ※ 利用にあたっては事前に申請が必要になります。
- ※ 申請後、利用要件に該当した方には利用券を交付します。利用券は、訪問理美容サービスを利用する際に、事業者に提出してください。

助成額

- ・ 訪問理美容サービス1回の利用につき、1,000円を上限として助成します。

交付枚数

- ・ 年度ごとに最大4枚の利用券を交付します。

必要なもの

- ・ 身体障害者手帳

その他

- ・ 年度ごとに申請が必要です。
- ・ 利用できるのは、あらかじめ市に登録した理美容業者に限りません。
- ・ 介護保険の要介護5の認定を受けている65歳以上の方で、ねたきり高齢者訪問理美容利用支援事業を利用されている方は、この制度を利用することはできません。

問合せ先

福祉課 障害者福祉担当（本庁） 電話 65-2113
FAX 56-0112